

「ペット医療保険（L型）」について2021年12月1日以降に補償を開始する契約（更新契約を含む）より商品改定（免責金額の設定）を行いました。普通保険約款の改定部分を以下の通りご案内いたします。

○商品改定による「ペット医療保険」普通保険約款 新旧対比表

以下の通り普通保険約款を変更しておりますのでご確認ください。

旧	新
第2章 保険金を支払う場合	第2章 保険金を支払う場合
<p>第7条（支払金額等）</p> <p>2 <u>M型</u>の支払保険金の算定にあたっては、1回の治療費から保険証券記載の免責金額を差し引きます。なお、1回の治療費とは通院は動物病院での1度の診察等に要した費用を指し、入院は1回の入院に要した費用を指します（簡単に言いますと、獣医師への1往復を1回とします）。なお、手術は、付随する入院または通院に合算するものとします。</p> <p><u>L型</u>については免責金額の適用はありません。</p>	<p>第7条（支払金額等）</p> <p>2 支払保険金の算定にあたっては、1回の治療費から保険証券記載の免責金額を差し引きます。なお、1回の治療費とは通院は動物病院での1度の診察等に要した費用を指し、入院は1回の入院に要した費用を指します（簡単に言いますと、獣医師への1往復を1回とします）。なお、手術は、付随する入院または通院に合算するものとします。</p>